措置に関する閣議決定の変更につい

官

て

(内閣二)

目

 \bigcirc



次

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

法令のあらまし

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令 五一号)(経済産業省)

四月一三日までとすることとした。(附則第三項 経済産業大臣の承認を要する期限を平成三三年 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、

貨物の南スーダンを仕向地とする輸出につい 臣の許可を要することとした。(別表第三の二関 られるおそれがある特定の場合等に経済産業大 て、銃砲等の開発、製造又は使用のために用い 輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる☆政令第百五十一号

○輸出貿易管理令の一部を改正する政

政

令

令

<u>元</u> 五 二

告

示

3

この政令は、平成三一年四月一二日から施行

することとした。

平成三十一年四月十日

内閣総理大臣

安倍

晋三

名

御

(政令第

御 璽 輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する

政

令

項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項及び第三

附則第三項中「平成三十一年四月十三日」を 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。 「平成三十三年四月十三日」 に改める。

別表第三の二中 「ソマリア」の下に「、南スーダン」を加える。

この政令は、 平成三十一年四月十二日から施行する。

経済産業大臣

世耕 安倍

弘成

内閣総理大臣

晋三

告 示

基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、 〇内閣告示第二号 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 (平成十六年法律第百二十五号) 第三条第三項の規定に 同法第四条の規定に

より告示する。 平成三十一年四月十日

内閣総理大臣 安倍

の変更について 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定 晋三

結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、 平成二十八年二月二十日から、外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、 り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日から北朝鮮籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を、 港を禁止する措置を、 という。)に基づき、 会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」 - 九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたものの入 我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取 国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八(d)等の規定により課された凍 同年四月二日から、国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事 当該措置の対象とならないこととされた 同年二月 また、

 \bigcirc

 \triangleright